

会 議 録

□全部記録 ■要点記録

1	会議名	姫路市社会福祉審議会 令和5年度総会
2	開催日時	令和5年5月31日（水曜日） 14時00分 ～ 15時18分
3	開催場所	姫路市役所10階 大会議室
4	出席者	審議会委員（出席者33人中 27人）
5	傍聴の可否及び傍聴人数	傍聴可（5人まで）、傍聴人 0人
6	議題又は案件及び結論等	<p>1 開会</p> <p>2 健康福祉局長あいさつ</p> <p>3 委員紹介</p> <p>4 審議事項</p> <p style="margin-left: 20px;">(1) 委員長の選任</p> <p style="margin-left: 20px;">(2) 副委員長の指名</p> <p style="margin-left: 20px;">(3) 専門分科会委員の指名</p> <p style="margin-left: 20px;">(4) 専門分科会長の選任</p> <p style="margin-left: 20px;">(5) 専門分科会長職務代理者の指名</p> <p style="margin-left: 20px;">(6) 審査部会委員の指名</p> <p style="margin-left: 20px;">(7) 認可部会委員の指名、認可部会長の選任及び認可部会長職務代理者の指名</p> <p>5 その他</p> <p style="margin-left: 20px;">(1) 精神障害者福祉に関する事項について</p> <p style="margin-left: 20px;">(2) 本市の福祉施策の概要について</p> <p style="margin-left: 20px;">(3) 地域福祉計画、障害福祉推進計画、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画、子ども・子育て支援事業計画について</p> <p>6 閉会</p>
7	会議の全部内容又は進行記録	詳細については別紙参照

事務局	1 開会 (14:00)
健康福祉局長	2 健康福祉局長あいさつ
事務局	3 委員紹介 【総会資料1ページ「社会福祉審議会組織図」により審議会概要説明】 【総会資料2～3ページ「委員一覧」を読み上げ】 本日の会議の出席者は委員33名のうち27名で、姫路市社会福祉審議会条例に規定する定足数に達しているため、会議は成立していることを報告する。
事務局	4 議題 (1) 委員長の選任 委員長は委員の互選により選任することになっている。一斉改選後、初の総会なので、委員長の事務局案をお示しさせていただきたいと思うが、いかがか。 【異議なし】
事務局	姫路獨協大学 学長 井上 清美委員を委員長の事務局案としてお示ししたい。
事務局	他に推薦はないか。 【推薦なし】
事務局	委員長には、井上 清美委員を選任させていただく。 【委員長あいさつ】
委員長	(2) 副委員長の指名 副委員長は、委員長があらかじめ指名する委員をもって充てる、と規定されている。副委員長及び委員長職務代理者として、姫路聖マリア病院重度障害総合支援センター センター長の宮田 広善委員を指名したいと考えるが、いかがか。

委員長	<p>【異議なし】</p> <p>副委員長には宮田委員に就任していただく。</p>
委員長	<p>【副委員長あいさつ】</p> <p>(3) 専門分科会委員の指名</p> <p>各専門分科会の委員は、委員長が指名することとなっている。各専門分科会の委員を事務局から読み上げてもらいたい。</p>
事務局	<p>【総会資料4～7ページ「専門分科会委員名簿案」を読み上げ】</p>
委員長	<p>(4) 専門分科会長の選任</p> <p>各専門分科会の会長は所属する委員の互選により選任されることになっている。新任の委員もいるので、事務局から案を提示してもらいたい。</p>
事務局	<p>【総会資料8ページ「専門分科会会長名簿案」を読み上げ】</p> <p>なお、安田委員においては、本日欠席されているが、事務局から分科会長の選任案としてお諮りすることについて、事前にご承認いただいている。</p>
委員長	<p>事務局が示した案についてご意見あるか。</p>
委員長	<p>【異議なし】</p> <p>民生委員審査専門分科会長は北川 博康委員、身体障害者福祉専門分科会長は安田 美予子委員、高齢者福祉専門分科会長は内田 勇人委員、児童福祉専門分科会長は秋川 陽一委員に就任していただく。</p> <p>【各分科会長あいさつ】</p> <p>(5) 専門分科会長職務代理者の指名</p>

委員長	<p>専門分科会長職務代理者は、姫路市社会福祉審議会条例に、専門分科会長があらかじめ指名する委員、とある。各専門分科会長から指名をお願いしたい。</p>
民生委員審査 専門分科会長	<p>職務代理者には、岩田 稔恵委員を指名する。</p>
委員長	<p>身体障害者福祉専門分科会の安田会長は欠席されているが、職務代理者の指名はどのように取り扱えばよいか。</p>
事務局	<p>安田委員から、「自分が分科会長に選出された場合は、職務代理者として石橋 悦次委員を指名したい」と伺っている。</p>
高齢者福祉 専門分科会長	<p>職務代理者には、井上 清美委員を指名する。</p>
児童福祉 専門分科会長	<p>職務代理者には、吉森 恵委員を指名する。</p>
委員長	<p>(6) 審査部会委員の指名 身体障害者福祉専門分科会審査部会の委員は、委員長が指名することとなっている。審査部会の委員を事務局から読み上げてもらいたい。</p>
事務局	<p>【総会資料9ページ「審査部会委員名簿案」を読み上げ】</p>
委員長	<p>部会長は所属する委員及び臨時委員の互選により選任されることになっている。また、部会長職務代理者は、部会長があらかじめ指名することとなっている。 本日、審査部会委員の方々が出席されていないが、事務局としての対応を説明していただきたい。</p>
事務局	<p>部会長の互選及び部会長職務代理者の指名については、後日、審査部会にて実施させていただきたいと考えている。</p>

委員長	<p>ただいまの事務局案に対し、意見はないか。</p> <p>【異議なし】</p>
委員長	<p>部会長の互選及び部会長職務代理者の指名については、後日、審査部会にて実施するものとする。</p>
委員長	<p>(7) 認可部会委員の指名、認可部会長の選任及び認可部会長職務代理者の指名</p> <p>児童福祉専門分科会認可部会の委員は、委員長が指名することとなっている。認可部会の委員を事務局から読み上げてもらいたい。</p>
事務局	<p>【総会資料 10 ページ「認可部会委員名簿案」を読み上げ】</p>
委員長	<p>部会長は所属する委員の互選により選任されることになっている。また、部会長職務代理者は、部会長があらかじめ指名することとなっている。</p> <p>部会長の選任について、事務局から案を提示してもらいたいと思うが、児童福祉専門分科会認可部会に所属される皆様、いかがか、</p> <p>【異議なし】</p>
事務局	<p>児童福祉専門分科会会長である秋川 陽一委員に、認可部会長も兼任いただきたい。</p>
委員長	<p>事務局案について、児童福祉専門分科会認可部会に所属される皆様、ご意見はないか。</p> <p>【異議なし】</p>
委員長	<p>児童福祉専門分科会認可部会長は、秋川 陽一委員を互選いただいたものとする。続いて、認可部会長職務代理者について、秋川会長から指名をお願いしたい。</p>
児童福祉	<p>職務代理者には、吉森 恵委員を指名する。</p>

<p>専門分科会 認可部会長</p>	
<p>委員長</p>	<p>以上で議事はすべて終了したので、事務局へお返すする。</p>
	<p>5 その他</p>
<p>事務局</p>	<p>(1) 精神障害者福祉に関する事項について 姫路市社会福祉審議会にて調査・審議する事項に「精神障害者福祉に関する事項」を追加することについて、事務局から説明する。</p>
<p>事務局</p>	<p>【総会資料 11 ページ「精神障害者福祉に関する事項について」に基づき説明】</p>
<p>事務局</p>	<p>(2) 本市の福祉施策の概要について 本市の福祉施策の概要について各担当から説明する。</p>
<p>事務局</p>	<p>【※総会資料 12～14 ページ「令和 5 年度 健康福祉局の主要事業の概要」、15～25 ページ「令和 5 年度 こども未来局 主な新規・拡充事業の概要」に基づき説明】</p>
<p>事務局</p>	<p>(3) 地域福祉計画、障害福祉推進計画、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画、子ども・子育て支援事業計画について 次に、「地域福祉計画」、「障害福祉推進計画」、「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」、「子ども・子育て支援事業計画」について各担当から説明する。</p>
<p>事務局</p>	<p>【※総会資料 26～33 ページに基づき説明】</p>
<p>事務局</p>	<p>質問・意見等はないか。</p>
<p>A 委員</p>	<p>資料 27 ページの姫路市地域福祉計画の「圏域の設定」の図について。自治会圏域（小学校区）の構成員に「社協支部」とあるが、そもそも婦人会や老人会等の組織の方が、社協支部の委員となっていることは認識しているのか。老人会や婦人会の記載がないのは、ここに含まれていないということなのか。</p>

事務局	<p>「等」の中に、地域の団体が入っているものとする。</p>
A委員	<p>老人会や婦人会といった組織があって、はじめて地元の社会福祉協議会の支部活動ができるということを理解してほしい。</p>
事務局	<p>ご指摘の図については、圏域の設定ということで、個々の組織のことではなく、範囲をお示ししたものになる。記載している組織は、それぞれの圏域に関する組織の例示という資料の作りになる。ご指摘の内容については、こちらも認識しておくべきものとする。</p>
事務局	<p>以上で姫路市社会福祉審議会総会を閉会する。</p> <p>6 閉会（15:18）</p>